第二章　訪問介護
第一節～第四節　（略）
第五節　共生型居宅サービスに関する基準（第三十九条の二・第三十九条の三）
第六節　基準該当居宅サービスに関する基準（第四十条―第四十三条）
第三章～第六章　（略）
第七章　通所介護
第一節～第四節　（略）
第五節　共生型居宅サービスに関する基準（第百五条の二・第百五条の三）
第六節　（略）
第八章　（略）
第九章　短期入所生活介護
第一節～第五節　（略）
第六節　共生型居宅サービスに関する基準（第百四十条の十四―第百四十条の二十五）
第七節　（略）
第十章～第十四章　（略）
附則
（趣旨）
第一条　基準該当居宅サービスの事業に係る介護保険法（平成九年法律第百二十三号。以下「法」という。）第四十二条第二項の厚生労働省令で定める基準、共生型居宅サービスの事業に係る法第七十二条の二第二項の厚生労働省令で定める基準及び指定居宅サービスの事業に係る法第七十四条第三項の厚生労働省令で定める基準は、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める基準とする。
一～四　（略）
五‖　法第七十二条の二第一項第一号の規定により、同条第二項第一号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たって従うべき基準　第五条第二項から第六項まで（第三十九条の三において準用する場合に限る。）、第六条（第三十九条の三において準用する場合に限る。）、第三十九条の二第一号、第九十四条（第百五条の三において準用する場合に限る。）、第百五条の二第一号、第百二十二条（第百四十条の十五において準用する場合に限る。）、第百三十条第六項（第百四十条の十五において準用する場合に限る。）及び第百四十条の十四第二号の規定による基準
六‖　法第七十二条の二第一項第二号の規定により、同条第二項第二号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たって従うべき基準　第百四十条の十四第一号の規定による基準
七‖　法第七十二条の二第一項第二号の規定により、同条第二項第三号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たって従うべき基準　第八条第一項（第三十九条の三及び第百五条の三において準用する場合に限る。）、第九条（第三十九条の三、第百五条の三及び第百四十条の十五において準用する場合に限る。）、第二十五条（第三十九条の三において準用する場合に限る。）、第三十三条（第三十九条の三、第百五条の三及び第百四十条の十五において準用する場合に限る。）、第三十七条（第三十九条の三及び第百四十条の十五において準用する場合に限る。）、第百四条の二（第百五条の三において準用する場合に限る。）、第百二十五条第一項（第百四十条の十五において準用する場合に限る。）、第百二十八条第四項及び第五項（第百四十条の十五において準用する場合に限る。）並びに第百三十条第七項（第百四十条の十五において準用する場合に限る。）の規定による基準

第二章　訪問介護
第一節～第四節　（略）
第五節　基準該当居宅サービスに関する基準（第四十条―第四十三条）
第三章～第六章　（略）
第七章　通所介護
第一節～第四節　（略）
第五節　削除
第六節　（略）
第八章　（略）
第九章　短期入所生活介護
第一節～第五節　（略）
第六節　削除
第七節　（略）
第十章～第十四章　（略）
附則
（趣旨）
第一条　基準該当居宅サービスの事業に係る介護保険法（平成九年法律第百二十三号。以下「法」という。）第四十二条第二項の厚生労働省令で定める基準及び指定居宅サービスの事業に係る法第七十四条第三項の厚生労働省令で定める基準は、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。
一～四　（略）
（新設）
（新設）